

## ★皆さんはアカウントをどうしていますか？アクセス制限をかけていますか？

皆さんが「おしゃべり」のつもりで気軽に発言したことも、アカウント制限がかけられていなければ、全世界に向かって発信したことと同じです。私的な「おしゃべり」では特に問題にならないことでも、SNSを通して不特定多数に発信したことにより、個人情報の漏洩、名誉毀損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題になることもあるのです。社会との関わりの中で 法的な処分を受けるようなことになれば、皆さんが個人として責任をとる必要も生じてきます。 また、大学としてもその指導體制等を問われます。

## ★自分の発言がフォロワーや身近な人にしか見られていないと思っていないませんか？

皆さんは SNS の仕組みを良く理解できていますか？

皆さんの発言は、一般の方の目にも触れていて、大学にも時々「学生さんが不適切な利用方法をしている」という連絡が入っています。「鍵をかけているから、知らない人は見ていない」と考えることは危険です。システムエラーやフォロワーのミス、あるいは悪意によって、内容がもれてしまう可能性もゼロではないのです。その上、一度投稿した内容は、後に削除したとしても、フォロワーに送られたものやリツイートされたものまで完全に削除することはできません。犯罪や反社会的行為などの問題が生じた場合は、被害者にはプロバイダ責任制限法によって発信者情報を開示請求することが認められており、ネット情報は発信者の IP アドレス開示を通じて特定され、被害者からの損害賠償を請求されることもあります。

ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありません。

## ★本学学生として自覚のある行動を！

正しく利用していけば、SNS は皆さんにとって有効なツールとなります。

以下の点に注意して、大学生として自覚のある行動を心がけてください。

### ◆ 他者の個人情報を許可なく発信しない

個人情報は、実名や顔写真、肩書き、所属だけでなく、行動も含まれます。個人には、こうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。例えば、街中で友人や先生を見かけたとして、そのことを写真などで皆さんが発信したとします。そのことにより、友人や先生が迷惑と思うことがあれば、皆さんを訴えることも可能なのです。

### ◆ 他者を誹謗・中傷する発言をしない

実名が出ていなくても、関係者にはその個人や団体が識別できる形で、社会的評価を不当に貶める誹謗・中傷は、名誉毀損に相当します。また、名誉毀損にならなくても、相手がそれを不快と感じれば、精神的損害を理由とする賠償問題にもなり得ます。

感情を一方向的に発散しているような発言が SNS 上には良く見られますが、これも大変危険です。耐え難いようなハラスメントなど、本当に問題がある場合は、SNS 上ではなく、実際に関係機関に相談して合法的な手段に訴える必要があります。

◆ 社会との関係の中で、知り得た情報をむやみに発信しない

社会で生活していく中では、ある団体や組織に所属する場面は多数出てきますが、所属する団体等に対して、そこに所属するメンバーは守秘義務があります。例えば、実習先で知り得た情報、大学内のアルバイトで知った教職員や学生の個人情報、受験生の情報などがそれに当たります。

もし、皆さんが発信した情報により、その団体や組織に損害を与えることになれば、その損害（社会的評価や信用の失墜）は、個人でどんな償いをして、償えるものではないことを自覚する必要があります。

◆ モラルに違反する内容を発信しない

モラルに逸脱した行動や発言（他者への誹謗中傷、個人情報漏洩などの他に、未成年飲酒、カンニングのような不正行為）は、それ自体でも処罰の対象となりますが、ネット上での炎上の原因になるなど、予想もしなかった形で情報として広まることにより、家族や親戚などまで迷惑をかけることになる事例も発生しています。

SNS 上の発言やフォロワーの質などからも、皆さんの人間性が判断されるようなこともあるかもしれません。ネット上のマナーが、そのまま社会的な評価につながると考えてください。